

# 建物共済事務取扱要領

建物共済事務取扱要領

昭和43年4月5日  
43農経B第1069号

改正 昭和45年6月3日第1216号、46年1月28日第127号、48年3月15日第456号・10月1日第2410号、49年11月13日第2469号、52年7月4日第1843号、53年3月31日第855号・5月11日第1219号・7月5日第918号、54年3月29日第815号、55年5月12日第1289号、58年10月28日第3111号、平成元年4月21日農経A第409号・10月20日農経B第2837号、2年4月25日第948号、5年1月25日第41号、6年2月3日第275号、7年6月29日第1742号、11年2月3日第194号、12年3月31日第1235号、13年1月5日農経A第1774号、16年2月6日15経営第6032号、18年3月30日17経営第7286号、20年12月25日20経営第5420号、22年2月8日21経営第5407号

〔目 次〕

第1章 通 則	
第1節	目 的
第2節	建物共済の種類
第3節	建物共済の加入資格者
第4節	共済目的の範囲
第5節	共済関係の成立
第6節	共済責任の開始及び共済責任期間
第7節	共済金を支払う場合
第8節	共済金を支払わない場合
第9節	共済金額
第10節	共済掛金率等
第11節	共済掛金等
第12節	共済金
第13節	共済金支払の免責
第14節	管理物件の取扱い
第15節	特 約
第16節	共済約款
第17節	損害評価会
第18節	損害評価員
第19節	建物共済の推進
第20節	個人情報の利用目的の明示等
第21節	保険関係
第2章 引 受	
第1節	組合の引受
第2節	連合会の引受
第3章 損害評価	
第1節	損害通知
第2節	組合の行う損害評価
第3節	連合会の行う損害評価
第4章 共済金及び保険金の請求及び支払手続	
第1節	組 合
第2節	連 合 会
第5章 経 理	
第6章 事業成績の報告	
第7章 要領の制定等	
書類様式例	
別表1	第1章の第12節7(1)及び第15節5の(2)・(5)の共済金の種類別支払限度額
別表2	継続申込特約に係る継続特約期間別共済掛金率及び事務費賦課金率の係数
別表3	責任準備金の計算方法
別 添	後遺障害の基準

## 第1章 通則

### 第1節 目的

この要領は、農業災害補償法（以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則、任意共済損害認定準則、定款例、保険規程例又は共済規程例及び建物共済約款例に準拠して定めたものであり、建物共済事業が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

### 第2節 建物共済の種類

農業共済組合（以下「組合」という。）及び農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の行う建物共済の種類は、建物火災共済及び建物総合共済とする。

組合及び連合会（以下「農業共済団体」という。）は、建物共済の共済関係の成立の際、当該建物共済の申込みをした者の申出により新価特約、臨時費用担保特約、費用共済金不担保特約、継続申込特約、共済掛金等分割払特約及び自動継続特約を付することができるものとする。

### 第3節 建物共済の加入資格者

農業共済団体の建物共済の加入者たる資格を有する者（以下「加入資格者」という。）は、組合にあつては1、連合会にあつては2に掲げる者とする。

- 1 次の各号の一に該当する者で、当該組合の区域内に住所を有するもの（特定組合についてはこれに加えて当該特定組合の区域内に住所を有する農業協同組合及び農業協同組合連合会）とする。
  - (1) 水稻、陸稲又は麦の耕作の業務を営む者（当該組合の定款で組合員たる資格を有さない者であると定める者を除く。）
  - (2) 牛、馬、又は豚につき養畜の業務を営む者
  - (3) 当該組合が現に行っている果樹共済において、その共済目的の種類としている果樹につき栽培の業務を営む者（当該組合の定款で組合員たる資格を有さない者であると定める者を除く。）
  - (4) 当該組合が現に行っている畑作物共済において、その共済目的の種類としている農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者（当該組合の定款で組合員たる資格を有さない者であると定める者を除く。）
  - (5) 法第84条第1項第7号の特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むもの（当該組合の定款で組合員たる資格を有さない者であると定める者を除く。）
  - (6) 共済目的を所有する者で農業を営むもの
- 2 次の各号の一に該当する者で、当該連合会の会員たる市町村の共済事業の実施区域内に住所を有するもの、当該連合会の会員たる組合並びに当該連合会の区域内に住所を有する農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。
  - (1) 水稻、陸稲又は麦の耕作の業務を営む者（当該市町村の条例で加入者たる資格を有さない者であると定める者を除く。）
  - (2) 牛、馬、又は豚につき養畜の業務を営む者
  - (3) 当該市町村が現に行っている果樹共済において、その共済目的の種類としている果樹につき栽培の業務を営む者（当該市町村の条例で加入者たる資格を有さない者であると定める者を除く。）
  - (4) 当該市町村が現に行っている畑作物共済において、その共済目的の種類としている農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者（当該市町村の条例で加入者たる資格を有さない者であると定める者を除く。）

- (5) 法第84条第1項第7号の特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むもの（当該市町村の条例で加入者たる資格を有さない者であると定める者を除く。）

#### 第4節 共済目的の範囲

- 1 組合並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会以外の者を加入資格者とする建物火災共済及び建物総合共済の共済目的たる物は、次に掲げるものとする。
  - (1) 加入資格者の所有し又は管理する建物（法第84条第1項第7号の特定園芸施設を除き、建物の基礎工事部分及び畳、建具その他の従物並びに電気・ガス・水道・暖房・冷房設備その他これらに準ずる建物の附属設備を含む。以下同じ。）
  - (2) (1)の建物に附属する門、垣、塀、その他の工作物
  - (3) (1)の建物に収容されている家具類若しくは農機具で加入資格者の所有し又は管理するもの
  - (4) (1)の建物に収容されている家具類及び農機具で加入資格者と同じ世帯に属する親族の所有し又は管理するもの
- 2 1の(2)及び(3)に掲げる物は、第2章第1節（組合の引受）の1に定める建物共済加入申込書（様式例1号）に共済目的とする旨が記載されていないときは、共済目的に含まないこととする。
- 3 2において1の(3)を共済目的とした場合の1の(4)に掲げる物は、建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨が記載されていないときは、共済目的に含むこととする。
- 4 組合並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会を加入資格者とする建物火災共済（以下「団体建物火災共済」という。）の共済目的たる物は、次に掲げるものとする。
  - (1) 加入資格者の所有し又は管理する建物（事務所、倉庫、店舗、加工場その他の農業用建物をいい、建物の基礎工事部分及び畳、建具その他の従物並びに電気・ガス・水道・暖房・冷房設備その他これらに準ずる建物の附属設備を含む。）
  - (2) (1)の建物に附属する門、垣、塀、その他の工作物
  - (3) (1)の建物に収容されている什器、その他の備品で加入資格者の所有し又は管理するもの
- 5 4の(2)及び(3)に掲げる物は、建物共済加入申込書に共済目的とする旨が記載されていないときは、共済目的には含まないこととする。

#### 第5節 共済関係の成立

- 1 建物共済の共済関係は、建物1棟（外壁、柱、小屋組、はり、屋根等の主要構造部のすべてを独立して具備する建物をいう。以下同じ。）ごとに加入資格者が建物を農業共済団体の建物共済に付することを申し込み、農業共済団体がその申込みを承諾することによつて成立する。
- 2 農業共済団体は建物共済の申込みをした者から、当該申込みの承諾の通知に記載された払込期限までに共済掛金及び事務費賦課金（以下「共済掛金等」という。）の払込みをさせるものとし、当該払込期限を過ぎて共済掛金等の払込みを受けたときは、あらためて建物共済の申込みがあつたものとみなして取り扱うものとする。

#### 第6節 共済責任の開始及び共済責任期間

- 1 建物共済に係る共済責任は、農業共済団体が加入者から共済掛金等の払込みを受けた日（共済証券（建物共済関係成立時に農業共済団体が加入者に交付する書面をいう。以下同じ。）にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されているときはその日）の午後4時から始まりその期間は1年とする。

ただし、共済責任期間の始期を統一するため必要があるときは、1年未満とすることができるものとする。

- 2 共済責任期間の計算に当たっては、共済責任の開始の日の翌日を起算日とし、その期間の最終月の共済責任期間の開始の日に対応する日を満了の日とする。ただし、共済責任の開始の日が月の末日のときは、その期間の最終月の末日を満了の日とする。なお、共済責任期間の最終月に共済責任の開始の日に対応する日がない場合は、最終月の末日を満了の日とする。
- 3 1の共済掛金等の払込みが午後4時以降に行われた場合においては、農業共済団体は、共済責任の開始後においても共済掛金等の払込みを受ける前に生じた損害については共済金の支払の責めを負わないものとする。
- 4 1の共済掛金等の払込みを受けた日とは、農業共済団体が共済掛金等領収書を発行した日又は加入者が農業共済団体の指定する金融機関に共済掛金等の払込みをした日とする。
- 5 1の共済責任期間は、更新することができる。この場合において加入者は、農業共済団体に対して、当該共済責任期間の満了の日までに更新の申込み及び更新後の共済責任期間に対する共済掛金等の払込みを行うものとする。この場合における共済責任期間は、更新前の共済関係に係る共済証券記載の末日の午後4時から始まるものとする。
- 6 加入者が、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の警戒宣言が発せられ、又は地震若しくは噴火若しくはこれらによる津波が発生したため、農業共済団体が業務を停止し、若しくは開始しない期間に、その共済責任期間が満了した場合において、農業共済団体が業務を再開した後、農業共済団体が定める日までに当該共済関係と同一の条件で、農業共済団体の建物共済に付することを申し込み、かつ、共済掛金等の払込みを行つたときには、当該共済関係の共済責任期間は更新されたものとみなす。

## 第7節 共済金を支払う場合

1 農業共済団体は、次に掲げる事故によつて共済目的に生じた共済価額（損害が生じた地及び時における共済目的の価額をいう。以下同じ。）の減少に対して、損害共済金を支払う。

### （1）建物火災共済

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂又は爆発（破裂又は爆発とは、気体又は蒸気の急激な膨張を伴う破裂又はその現象をいう。以下同じ。）
- ④ 建物の外部からの物体（雨、雪、ひょう、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物は除く。以下同じ。）の落下、飛来、衝突又は倒壊。ただし、自然災害（台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震、噴火及び津波その他これらに類する自然現象をいう。以下同じ。）の事故による損害は除く。
- ⑤ 給排水設備（スプリンクラー設備及び装置を含む。以下同じ。）に生じた事故又は加入者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水又は出水による水ぬれ。ただし、自然災害の事故による損害は除く。
- ⑥ 盗難（強盗、窃盗又はこれらの未遂をいう。以下同じ。）によつて、共済目的について生じたき損又は汚損

⑦ 騒乱及びこれに類似の集団行動に伴う暴力行為又は破壊行為

⑧ ①～⑦までの事故の際における消防又は避難に必要な処置

(2) 建物総合共済

① 火災

② 落雷

③ 破裂又は爆発

④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊。ただし、自然災害の事故による損害は除く。

⑤ 給排水設備に生じた事故又は加入者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水又は出水による水ぬれ。ただし、自然災害の事故による損害は除く。

⑥ 盗難によつて、共済目的について生じたき損又は汚損

⑦ 騒乱及びこれに類似の集団行動に伴う暴力行為又は破壊行為

⑧ 自然災害

⑨ ①～⑧までの事故又は災害の際における防災又は避難に必要な処置

2 1の共済事故によつて損害を生じた共済目的の残存物取り壊し費用、取片付け清掃費用及び搬出費用（以下「残存物取片付け費用」という。）に対して、残存物取片付け費用共済金を支払う。

3 建物火災共済にあつては、地震等を直接又は間接の原因とする火災によつて共済目的である建物又は家具類若しくは農機具（団体建物火災共済にあつては、什器その他の備品。以下同じ。）が損害（消防又は避難に必要な処置によつて生じた損害は除く。この項において同じ。）を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、それによつて臨時に生ずる費用に対して、地震火災費用共済金を支払う。

(1) 共済目的が建物である場合には、当該建物が半焼（建物の主要構造部の火災による損害の額が、当該建物の共済価額の20%又は建物の焼失した部分の床面積が当該建物の延べ床面積の20%）以上となつたとき

(2) 共済目的に家具類又は農機具が含まれている場合には、当該家具類若しくは農機具を収容する建物が半焼以上又は建物に収容されている全ての家具類又は農機具が全焼（家具類又は農機具の火災による損害の額が、当該家具類又は農機具の共済価額の80%以上）となつたとき

4 1の共済事故（1の(2)の⑧は除く。）によつて損害を受けた場合に、それぞれの事故によつて共済目的の損害割合（共済価額に対する損害の額の割合をいう。以下同じ。）が80%以上となる損害を受けたために、特別に生ずる費用に対して、特別費用共済金を支払う。

5 加入者が1の共済事故（1の(2)の⑧は除く。）によつて生ずる損害に対して、その損害の防止又は軽減のために必要な費用を負担した場合に、次に掲げる費用に対して、損害防止費用共済金を支払う。ただし、損害防止軽減費用について、物の損害としててん補する共済関係等がある場合には、それによりてん補される共済金又は保険金に相当する額は除く。

(1) 消火活動のために費消した消火薬剤等（水を含む。）の再取得費用

(2) 消火活動に使用したことにより損傷した物（消火活動に従事した者の着用物を含む。）の修理費用又は再取得費用

(3) 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材にかかわる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用又は謝礼に属するものは除く。）

6 加入者が1の共済事故（1の(1)の①及び③又は(2)の①及び③に限る。）によつて第三者（他人

の所有する物を建物共済に付する加入者を含み、その物の所有者と生計を共にする同居の親族を除く。)が所有する物に生ずる損害(煙損害または臭気付着による損害を除く。)に対して、失火見舞費用共済金を支払う。

## 第8節 共済金を支払わない場合

1 農業共済団体は、次に掲げる事由によつて生じた損害に対しては、共済金(建物火災共済にあつては、損害共済金、残存物取片付け費用共済金、地震火災費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金及び失火見舞費用共済金、建物総合共済にあつては、損害共済金、残存物取片付け費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金及び失火見舞費用共済金をいう。以下同じ。)を支払わないものとする。

### (1) 建物火災共済

- ① 加入者又はその者の法定代理人(加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下同じ。)の故意又は重大な過失(第14節(管理物件の取扱い)の1の管理物件に係る建物火災共済については、加入者又はその者の法定代理人の故意)
- ② 加入者と同じ世帯に属する親族の故意(その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかつた場合を除く。以下同じ。)
- ③ 加入者でない者が共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人(その者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関。以下同じ。)の故意又は重大な過失(第14節(管理物件の取扱い)の1の管理物件に係る建物火災共済については、その者又はその者の法定代理人の故意)。ただし、他の者が受け取るべき金額については除く。
- ④ 前節(共済金を支払う場合)の1の(1)又は3の事故の際における共済目的の紛失又は盗難
- ⑤ 共済目的の性質又は欠陥

### (2) 建物総合共済

- ① 加入者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失(第14節(管理物件の取扱い)の1の管理物件に係る建物総合共済については、加入者又はその者の法定代理人の故意)
- ② 加入者と同じ世帯に属する親族の故意
- ③ 加入者でない者が共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失(第14節(管理物件の取扱い)の1の管理物件に係る建物総合共済については、その者又はその者の法定代理人の故意)。ただし、他の者が受け取るべき金額については除く。
- ④ 前節(共済金を支払う場合)の1の(2)の事故の際における共済目的の紛失又は盗難
- ⑤ 共済目的の性質又は欠陥

2 農業共済団体は、次に掲げる事由によつて生じた損害(これらの事由によつて発生した前節(共済金を支払う場合)の1の事故が延焼又は拡大して生じた損害及び発生原因のいかんを問わず、前節(共済金を支払う場合)の1の事故がこれらの事由によつて延焼又は拡大して生じた損害を含む。)に対しては、共済金を支払わないものとする。

### (1) 建物火災共済

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動(群衆又は多数の者の集団の行動によつて、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、

治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。以下同じ。)

② 地震等。ただし、前節（共済金を支払う場合）の3の地震火災費用共済金を支払う場合については、この限りではない。

③ 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故

(2) 建物総合共済

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動

② 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故

## 第9節 共済金額

1 建物共済の共済金額は、原則として建物1棟（当該建物に収容されている家具類及び農機具を含む。）当たり5万円を最低の額とし、次に掲げる金額の範囲内で保険規程又は共済規程で定める額を最高の額として加入者が申し出た金額とする。ただし、同一の共済目的について、建物火災共済又は建物総合共済の共済関係がそれぞれ2以上重ねて存することとなるときは、それらの共済金額の合計額はそれぞれ次に掲げる金額を超えてはならないものとする。

(1) 建物火災共済

建物1棟につき 6千万円（団体建物火災共済にあつては建物1棟につき6億円）

(2) 建物総合共済

建物1棟につき 2千万円

(3) 建物火災共済及び建物総合共済

建物1棟につき 6千500万円

2 連合会及び特定組合（以下「連合会等」という。）は、経営の安定及び加入者間の衡平を図るため必要がある場合には建物の種類又は地域ごとに被害率等を勘案して前項の共済金額の範囲内で共済金額に最高限額を設けることができるものとする。

3 建物共済の共済金額の単位は1万円とする。

## 第10節 共済掛金率等

### 1 共済掛金率

(1) 連合会はその会員たる組合の行う建物共済の共済掛金率の基準（以下「基準共済掛金率」という。）を定めるものとする。

(2) 組合の行う建物共済の共済掛金率は、(1)によつて連合会が定めた基準共済掛金率と同率となるよう定めるものとし、法第85条（組合の行う共済事業の種類等）第12項の規定により連合会の承認を得るものとする。この場合、連合会の承認は(1)によつて定めた率と同率の場合にのみ承認するものとする。

(3) 連合会は(1)の基準共済掛金率を定め、又は変更する場合及び連合会等が行う建物共済の共済掛金率を定め、又は変更する場合には次の方法によるものとし、当該基準共済掛金率及び共済掛金率の計算の基礎となつた被害率等に関する資料を添えて、遅滞なく、連合会は農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）へ、特定組合は都道府県知事へ報告するものとする。

① 共済掛金率は、連合会等の区域における風水害等自然災害については過去10か年以上、その他の事故については過去5か年以上の実績被害率（共済金の経過共済金額に対する割合）及び一般災害統計による被害率により基礎被害率を定め、当該基礎被害率にその標準偏差の3倍を基準とした安全割増率を加えて算出するものとする。ただし、風水害等自然災害に係る安全割増率は、風水害等自然災害の基礎被害率の50%を基準とする。

② 連合会等が地域別、建物の用途、構造別等の共済掛金率又は割増率及び割引率を定めようとする場合には、①により算出される率を基準として、地域別及び建物の用途、構造別等の実績被害率又は一般災害統計の被害率の差の範囲内で定めるものとする。

(4) 連合会等は、実績被害率及び一般災害統計による被害率等の推移からみて、(1)の建物共済の基準共済掛金率及び連合会等の行う建物共済の共済掛金率に変更の必要がある場合には、遅滞なく変更の手続を行うものとする。

## 2 短期共済掛金率

(1) 短期加入の場合の短期共済掛金率

共済責任期間が1年未満の場合の共済掛金率は、1によつて定められた共済掛金率に共済責任期間の月数に応じて、次の係数を乗じて得た率とする。この場合の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の応当日までを1月と計算し、30日未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。

共済責任期間	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
係数	% 8.3	16.7	25.0	33.3	41.7	50.0	58.3	66.7	75.0	83.3	91.7

(2) 解除の場合の短期共済掛金率

解除の場合に適用する短期共済掛金率は、1によつて定められた共済掛金率に既経過期間の月数に応じて次の係数を乗じて得た率とする。この場合の月数の計算については、(1)の後段の規定を準用する。

既経過共済責任期間	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
係数	% 20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	75.0	80.0	85.0	90.0	95.0

## 3 事務費賦課金率

(1) 建物共済の事務費賦課金（建物共済事業に対して連合会が行う保険事業の実施に必要とする事務費を含む。）の額は、共済金額に一定の率（以下「事務費賦課金率」という。）を乗じて得た金額とし、事務費賦課金率は次の算式により算出される割合（次項において「附加割合」という。）が原則として45%を超えない範囲内で、総会で定めるものとする。

$$\text{附加割合} = \frac{\text{事務費賦課金率}}{\text{共済掛金率} + \text{事務費賦課金率}}$$

(2) 建物共済事業に対する連合会の保険事業の実施に必要とする事務費賦課金の額は、保険金額に一

定の率を乗じて得た金額とし、その率は総会で定めるものとする。

(3) 共済責任期間が1年未満である場合の建物共済の事務費賦課金率は、(1)の事務費賦課金率にその月数に応じて2の(1)の係数を乗じて得た率とする。

#### 4 集団引受の場合の共済掛金率及び事務費賦課金率の割引率

建物共済への加入が集団で行われた場合において、その加入者が10名以上であり、当該共済関係に係る共済責任期間が1年の同一期間で、かつ、その共済金額の合計額が、3千万円以上の場合には、連合会等の定めるところにより、1により定められる共済掛金率から当該共済掛金率のうち地震等による災害に対応するものとして定める率を除いた率及び3により定められる事務費賦課金率から当該事務費賦課金率のうち地震等による災害に対応するものとして定める率を除いた率について、原則としてそれぞれ5%を割り引くことができるものとする。

### 第11節 共済掛金等

1 共済掛金は、共済金額に共済掛金率を乗じて得た額とする。

2 共済掛金等は、共済金額に共済掛金率及び事務費賦課金率をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出した共済掛金等に10円未満の端数が生じ、これを切り捨てて10円の位に止めた場合の差額は、事務費賦課金で調整するものとする。

#### 3 共済掛金等の追加額又は共済掛金の払戻額

(1) 前節（共済掛金率等）1の(3)の②及び同節（共済掛金率等）3の(1)により共済掛金率及び事務費賦課金率を定めている場合であつて、加入者から第7節（共済金を支払う場合）の事故による損害が発生する前に建物共済加入申込書の記載事項について更正の申出を受け、農業共済団体がこれを承認することにより共済掛金等の追加又は共済掛金の払戻しをするときは、その追加額又は払戻額は次の額とする。

① 追加共済掛金等の額は、共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率及び事務費賦課金率を乗じて得た共済掛金等の額から既に領収した共済掛金等を差し引いた残額

② 払い戻す共済掛金の額は、既に領収した共済掛金から共済金額に記載事項の更正後に適用される共済掛金率を乗じて得た共済掛金の額を差し引いた残額

(2) 前節（共済掛金率等）1の(3)の②及び同節（共済掛金率等）3の(1)により共済掛金率及び事務費賦課金率を定めている場合であつて、加入者から共済責任の開始後、建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築等について共済証券に承認裏書の請求を受け、又は共済目的の譲受人及び相続人その他の包括承継人から共済関係の承継の承諾申請を受け、農業共済団体がこれを承認又は承諾することにより共済掛金等の追加又は共済掛金の払戻しをするときは、その追加額又は払戻額は次の額とする。

① 追加共済掛金等の額は、承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更後の共済掛金等の額から変更前の共済掛金等の額を差し引いた残額

② 払い戻す共済掛金の額は、承認又は承諾した日以後の未経過共済責任期間日数に対して、変更前の共済掛金の額から変更後の共済掛金の額を差し引いた残額

#### 4 共済掛金の返還

共済関係の無効、取消し、失効、解除等により共済掛金を返還する場合の額は次の各号に掲げる額とする。

(1) 無効又は取消しの場合、その無効又は取消しとなつた共済金額に対応する共済掛金の額

(2) 失効の場合は、共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額

(3) 解除の場合

① 建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築その他危険が著しく増加したこと等による解除、共済目的の調査拒否による解除その他その原因が加入者の責に帰すべき事由による解除の場合は、共済掛金から共済掛金に既経過月数（ただし、月数に30日未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。）に応じた前節（共済掛金率等）の2の(2)の係数を乗じて得た額を差し引いた残額。ただし、共済責任期間が1年未満の共済関係に係る解除の場合は、共済責任期間を1年とする共済金額に対応した共済掛金に、共済責任期間に対応する前節（共済掛金率等）の2の(1)の係数から既経過月数に対応する前節（共済掛金率等）の2の(2)の係数を差し引いて得た係数を乗じて得た額

② 建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築その他危険が著しく増加したこと等による解除の場合で、解除の原因となった事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、①の規定にかかわらず共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額

③ ①及び②による解除以外の事由による解除の場合であつて、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割合を乗じて得た額

④ 建物火災共済約款第19条（告知義務違反による解除）第1項、第22条（重大事由による解除）第1項及び第33条（損害発生の場合の手続）第4項並びに建物総合共済約款第17条（告知義務違反による解除）第1項、第20条（重大事由による解除）第1項及び第31条（損害発生の場合の手続）第4項による解除の場合は共済掛金は返還しない。

(4) 共済金額の減額に伴い共済掛金を返還する場合は、未経過期間に対して日割りをもつて計算した金額を返還する。

## 第12節 共済金

1 建物火災共済及び建物総合共済における火災等（第7節（共済金を支払う場合）の1の共済事故（1の(2)の⑧は除く。）をいう。）によつて生じた損害に係る損害共済金の額は、次の(1)又は(2)の金額とする。

ただし、その金額が当該共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とする。以下この節及び第15節（特約）の5において同じ。）を超えるときは、当該共済金額に相当する金額とする。

(1) 共済金額が共済価額の80%に相当する金額以上であるときは、次の算式により算出される金額  
損害共済金の額 = 損害の額

(2) 共済金額が共済価額の80%に相当する金額未満であるときは、次の算式により算出される金額  
損害共済金の額 = 損害の額 ×  $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 0.8}$

2 建物総合共済における風水害、雪害等の自然災害によつて生じた損害に係る損害共済金の額は、次の(1)又は(2)の金額とする。

(1) 共済事故が地震等による災害以外の自然災害であるときは、次の算式により算出される金額

損害共済金の額 = 損害の額 ×  $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$

ただし、その損害の額が共済価額の80%に相当する金額未満である場合における損害共済金の額は、原則としてその損害の額から共済価額の5%に相当する金額又は1万円のいずれか低い額を差し引いた額を上記算式の損害の額として算出される金額とする。

(2) 共済事故が地震等による災害であるときは、次の算式により算出される金額

$$\text{損害共済金の額} = \text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額} \times 0.3}{\text{共済価額}}$$

この場合の損害の額は、建物（畳及び建具を含む。）に係る損害（損害割合が5%以上のものに限る。）の額と家具類及び農機具に係る損害（家具類及び農機具について連合会の定める方法により算出した損害割合が70%以上となった場合又は家具類及び農機具を収納する建物について当該建物に係る損害割合が70%以上となった場合限る。）の額との合計額とする。

なお、地震等による災害によって生じた損害に係る損害共済金は、当該共済関係に係る共済金額の30%に相当する金額を限度とする。

- 3 農業共済団体は、残存物取片付け費用に相当する金額を残存物取片付け費用共済金の額として加入者に支払うものとする。ただし、1及び2の規定により算出される損害共済金の10%に相当する金額を限度とする。
- 4 農業共済団体は、地震火災費用共済金の額として1回の事故につき、1建物ごとに共済金額の5%に相当する金額を支払うものとする。ただし、72時間以内に生じた2以上の地震火災による災害は、これらを一括して1回の事故とみなす。
- 5 農業共済団体は、特別費用共済金の額として共済金額の10%に相当する金額を支払うものとする。ただし、1回の事故につき、1建物ごとに200万円を限度とする。
- 6 農業共済団体は、損害防止費用共済金の額として、次の算式により算出される金額を支払うものとする。ただし、損害防止軽減費用の額を限度とする。

$$\text{損害防止費用共済金の額} = \text{損害防止軽減費用の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額} \times 0.8}$$

- 7 農業共済団体は、失火見舞費用共済金の額として、1世帯又は1法人（以下「被災世帯」という。）当たり20万円を支払うものとする。ただし、1回の共済事故ごとに共済金額の20%に相当する金額を限度とする。
- 8 他の保険契約又は共済契約のある場合
  - (1) 第7節（共済金を支払う場合）の1の損害又は2から6までの費用に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係（以下「共済関係等」という。）がある場合において、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した支払責任額の合計額が共済金の種類ごとに別表1に掲げる支払限度額を超えるときは、この農業共済団体の支払う共済金の額は、次の算式により算出される金額とする。ただし、他の共済関係等により支払われるべき共済金又は保険金の全部又は一部が支払われず、この共済関係による共済金との合計額が、別表1の支払限度額に満たないときは、この共済関係の支払責任額を限度に別表1の支払限度額に満たない額を加えた額とする。

第7節（共済金を支払う場合）の共済金の額 =  $\frac{\text{別表1に掲げる支払限度額}}{\text{それぞれの共済関係等に係る支払責任額の合計額}} \times \frac{\text{この共済関係に係る支払責任額}}{\text{それぞれの共済関係等に係る支払責任額の合計額}}$

- (2) (1)の規定にかかわらず、支払うこととなる共済金の額の全部又は一部が他の共済関係等から既に支払われている場合には、その額を差し引いた金額とする。
- (3) (1)の場合において、この共済関係に係る残存物取片付け費用共済金について、他の共済関係等がないものとして支払限度額を算出するに当たつての損害共済金の額は、1及び2による額とする。
- (4) (1)の場合において、損害が2種類以上の共済事故によつて生じたときは、同種の共済事故による損害ごとに(1)の規定をそれぞれに適用する。

#### 9 共済金支払後の共済関係

- (1) 第7節（共済金を支払う場合）1の共済事故による共済目的の損害割合が80%以上となつたときは、共済関係は、その損害が発生したときに消滅するものとする。
- (2) (1)の場合を除き、この農業共済団体が損害共済金を支払つた場合においても、この共済関係の共済金額は減額しない。
- (3) おのおの別に共済金額を定めた共済目的が2以上ある場合には、それぞれについて(1)及び(2)の規定を適用する。

#### 第13節 共済金支払の免責

次に掲げる場合には、加入者に対して共済金の支払いの責めを免れるものとする。

- (1) 加入者が損害発生のお知らせを怠り、又は故意若しくは重大な過失によつて不実のお知らせをしたとき
- (2) 加入者が損害に関する提出書類について、故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造し、若しくは変造したとき
- (3) 加入者が正当な理由がないのに共済事故が生じた共済目的の調査の行為を妨害したとき
- (4) 共済事故が生じたときに、加入者が損害の防止又は軽減のための処置について農業共済団体の指示に従わなかつたとき
- (5) 加入者が共済金の支払請求手続を3年間怠つたとき

#### 第14節 管理物件の取扱い

- 1 他人の所有する物を管理する者からその管理する物（以下「管理物件」という。）について建物共済の申込みがあつた場合には、その旨及び所有者名を建物共済加入申込書に記載させるものとする。
- 2 管理物件に損害が生じ、加入者に共済金を支払おうとするときは、その物の所有者に対し加入者に共済金を支払う旨の通知を行うものとする。
- 3 管理物件に損害が生じた場合であつて、その物の所有者が農業共済団体に対し直接に共済金の支払を請求したときは、加入者に対し所有者に共済金を支払う旨の通知を行うものとする。

#### 第15節 特約

- 1 特約は、団体建物火災共済には付さないものとする。
- 2 共済金支払いに係る特約を付した建物共済の取扱いは、新価特約、臨時費用担保特約、費用共済金

不担保特約の順序とする。また、共済掛金等の納入方法に係る継続申込特約及び共済掛金等分割払特約並びに共済関係の継続に係る継続申込特約及び自動継続特約については重複して付せないものとする。

3 農業共済団体は、建物共済の共済責任期間の中途においては、特約の締結は行わないものとする。

#### 4 新価特約

(1) 新価特約は、建物火災共済又は建物総合共済に付して行うものとし、当該特約を付した建物共済の共済金額は、第9節（共済金額）の1で保険規程又は共済規程で定める額を最高の額として加入者が申し出た金額とする。

(2) 新価特約を付した建物共済の共済目的は、第4節（共済目的の範囲）の1に掲げる物であつて、当該建物の再取得価額（共済目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築又は再取得するのに要する額をいう。以下同じ。）から共済価額を差し引いて得た額の再取得価額に対する割合が50%以下のものに限るものとする。

(3) 損害共済金が第12節（共済金）の8により算定された場合、この共済関係の損害共済金と他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金の額の合計額が損害の額に満たないときは、この共済関係は損害の額から他の共済関係等により支払われる共済金又は保険金を差し引いて得た金額を損害共済金として支払うものとする。ただし、他の共済関係等がないものとして算出した額を限度とする。

#### 5 臨時費用担保特約

(1) 臨時費用担保特約は、建物火災共済又は建物総合共済に付して行うものとし、損害共済金の額（第12節（共済金）の8の(1)の規定により算出した損害共済金を支払うこととした場合には、この規定にかかわらず、同節1及び2によつて算出される損害共済金とする。）の20%に相当する金額を臨時費用共済金として支払うものとする。ただし、1回の共済事故につき、1建物ごとに250万円を限度とする。

(2) 臨時費用共済金を支払う他の共済関係等がある場合に、それぞれの共済関係等につき他の共済関係等がないものとして算出した臨時費用共済金の合計額が、別表1に掲げる支払限度額を超えるときは、この農業共済団体の支払う臨時費用共済金の額は、第12節（共済金）の8の(1)又は(2)を準用して算出される金額とする。

(3) (4)に規定する者が、建物火災共済にあつては第7節（共済金を支払う場合）の1の(1)、建物総合共済にあつては同節（共済金を支払う場合）の1の(2)（⑧は除く。）の事故に直接起因（その事故から避難又は損害の発生するおそれが著しく増大した時の損害防止を含む。）し、200日以内に死亡又は後遺障害（別添に掲げる基準に該当する場合に限る。）を被つた場合に、(1)の臨時費用共済金に加えて、死亡・後遺障害者、1名ごとに共済金額に30%を死亡・後遺障害費用共済金として加入者（加入者が死亡した場合はその法定相続人）に支払う。ただし、1回の共済事故につき、1名ごとに200万円を限度とする。

#### (4) 死亡・後遺障害費用共済金の対象者

① 加入者及び共済目的の所有者（加入者及び共済目的の所有者が法人であるときは、その理事、取締役若しくはその他の機関にある者）

② 加入者及び共済目的の所有者の親族

「加入者及び共済目的の所有者の親族」とは、民法第725条に規定されている6親等内の血族、

配偶者及び3親等内の姻族をいうが、いわゆる事実上婚姻関係にある者及び非嫡出子等を含めて解釈し、同居であるか否かを問わない。

なお、加入者及び共済目的の所有者が法人の場合、法人の代表者の親族は対象者に含まれない。

③ 加入者及び共済目的の所有者の使用人

「加入者及び共済目的の所有者の使用人」とは、実質的に雇用関係にある者をいい、田植のために季節的に雇用されている者、アルバイトの店員なども含めて解釈する。

④ 共済証券記載の建物に居住している者

「共済証券記載の建物に居住している者」とは、加入者及び共済目的の所有者の親族や使用人以外で、生活の拠点を共済目的である建物に定めている者で、借家の借家人やアパートの住人などをいうが、旅館の泊客、病院の入院患者などは建物に居住している者とはいえない。

なお、生活の拠点がどこであるかについての認定は、住民票等の公的書類や、その場所における生活態様により個々に判断する。

(5) この特約を付した共済関係とは別に、同一の加入者について、同一の共済事故により(3)の死亡・後遺障害費用共済金を支払う他の共済関係がある場合、それぞれの共済関係につき他の共済関係がないものとして算出した(3)の死亡・後遺障害費用共済金の合計額が1回の共済事故につき1名ごとに別表1に掲げる額を超えるときは、第12節(共済金)の8の(1)の算式を準用して算出される金額とする。

(6) 臨時費用担保特約を付帯した共済掛金率及び事務費賦課金率は、第10節(共済掛金率等)の1により定められる共済掛金率及び3により定められる事務費賦課金率に、建物火災共済にあつては1.1580を乗じて得られる率、建物総合共済にあつては1.1708を乗じて得られる率に自然災害及び地震等に係る共済掛金率及び事務費賦課金率に0.0031を乗じて得られる率を加算した率とする。

6 費用共済金不担保特約

(1) 費用共済金不担保特約は、建物火災共済又は建物総合共済に付して行うものとし、第7節(共済金を支払う場合)の1から6の規定にかかわらず、第12節(共済金)の3から7の共済金を支払わないものとする。

(2) 費用共済金不担保特約を付帯した共済掛金率及び事務費賦課金率は、第10節(共済掛金率等)の1により定められる共済掛金率及び3により定められる事務費賦課金率に、建物火災共済にあつては0.8378を乗じて得られる率、建物総合共済にあつては0.8565を乗じて得られる率に自然災害及び地震等に係る共済掛金率及び事務費賦課金率に0.0526を乗じて得られる率を加算した率とする。

(3) 費用共済金不担保特約に臨時費用担保特約を付帯した共済掛金率及び事務費賦課金率は、第10節(共済掛金率等)の1により定められる共済掛金率及び3により定められる事務費賦課金率に、建物火災共済にあつては0.9863を乗じて得られる率、建物総合共済にあつては1.0273を乗じて得られる率に自然災害及び地震等に係る共済掛金率及び事務費賦課金率に0.0557を乗じて得られる率を加算した率とする。

7 継続申込特約

(1) 継続申込特約は、加入者が建物火災共済又は建物総合共済に係る共済関係が継続する期間を2年又は3年(以下「継続特約期間」という。)とし、これに係る共済掛金等を一括して払い込むことを申し込み、農業共済団体が承諾したときに締結する。

(2) 継続申込特約に係る共済掛金率及び事務費賦課金率は、第10節(共済掛金率等)の1により定め

られている共済掛金率及び3により定められている事務費賦課金率に、継続特約期間の年数に応じ、別表2の係数を乗じて得られる率とする。

(3) 継続申込特約を更新する場合は、第6節（共済責任の開始及び共済責任期間）の5の共済責任期間とあるのを継続特約期間と読み替えて準用する。

(4) 共済金額の増額又は減額

① 加入者から共済金額を増額又は減額したい旨の申込みがあり、農業共済団体がその申込みを承諾した場合は、その払込みの日又は申込みの日の属する年の翌年の共済責任期間開始の日（その払込みの日又は申込みの日が共済責任期間開始の日であるときは、その払込みの日又は申込みの日）の午後4時から共済金額を増額又は減額する。

② ①による共済金額の増額又は減額は、農業共済団体が共済証券にその旨の裏書をすることにより効力を生じる。

(5) 共済掛金等の追徴又は返還

① 農業共済団体は、(4)の①により共済金額を増額又は減額した場合、その差額に相当する共済金額に対応する共済掛金等として、次式により得られる額を追徴又は返還する。

ア 共済金額を増額した場合

$$A' \times (a \times S' + b \times T')$$

A' : 増額部分の共済金額

a : 第10節（共済掛金率等）の1に規定する共済掛金率

b : 第10節（共済掛金率等）の3に規定する事務費賦課金率

S' : 未経過継続特約期間年数に応じた共済掛金率の係数

(別表2に掲げる係数。以下同じ。)

T' : 未経過継続特約期間年数に応じた事務費賦課金率の係数

(別表2に掲げる係数。以下同じ。)

イ 共済金額を減額した場合

$$A'' \times \{a \times S' + b \times (T' - 0.1)\}$$

A'' : 減額部分の共済金額

② 第12節（共済金）の9（共済金支払後の共済関係）の(1)の規定により共済関係が消滅したときに共済掛金等を返還する場合の額は、次式により得られる額とする。この場合の年数については、1年未満の端数月があるときは、これを切り捨てる。

$$A \times \{a \times S' + b \times (T' - 0.1)\}$$

A : 共済金額

③ 共済関係の無効、取消し、失効又は解除による場合の返還の額は、当該共済責任期間に対応する返還の額として第11節（共済掛金等）の4の規定により得られる額と、未経過継続特約期間年数に対応する返還の額として②により得られる額とを合計した額とする。

④ 共済責任の開始後、建物の用途・構造の変更又は改築若しくは増築等により共済掛金等の追加又は払い戻しをする場合の額は、当該共済責任期間に対応する額として、第11節（共済掛金等）の3の(2)による額と、未経過継続特約期間年数に対応する額として、次式により得られる額とを合計した額とする。

ア 追加の場合

$$A \times \{(a' - a) \times S' + (b' - b) \times T'\}$$

a' : 変更後に適用する共済掛金率 (以下同じ。)

b' : 変更後に適用する事務費賦課金率 (以下同じ。)

イ 払い戻しの場合

$$A \times \{(a - a') \times S' + (b - b') \times (T' - 0.1)\}$$

(6) 用途・構造の変更による追加共済掛金等の不払いの場合

- ① 加入者が(5)の④の追加共済掛金等の払込みを怠つたときは、共済証券にその裏書をした日において、共済金額を次の算式により算出した額に減額する。この場合に、その算出した額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

$$\text{裏書をした日以降の共済金額} = \text{共済金額} \times \frac{\text{変更前の適用共済掛金率等}}{\text{変更後の適用共済掛金率等}}$$

- ② ①の規定により共済金額を減額したときは、共済証券記載の加入者の住所にあてての書面により通知することとする。

(7) 共済掛金率等の変更

- ① 農業共済団体が継続申込特約を付した共済関係の共済掛金率等を変更しようとする場合は、その変更の日以後にはじめて到来する共済責任期間開始の日から変更後の共済掛金率等を適用することとする。この場合において、農業共済団体はその共済責任期間開始の日の10日前までに遅滞なく加入者にその旨を通知することとする。
- ② 農業共済団体は、①の規定により共済掛金率等を変更したときは、変更した共済責任期間開始の日以後の継続特約期間に係る共済掛金等について、次式により得られる額を加入者に追加又は払い戻しするものとする。

ア 追加の場合

$$A \times \{(a' - a) \times S' + (b' - b) \times (T' - 0.1)\}$$

イ 払戻しの場合

$$A \times \{(a - a') \times S' + (b - b') \times (T' - 0.1)\}$$

- ③ 加入者が②のアによる共済掛金等の追加額の払込みを怠つたときは、(6)の規定を準用する。

8 共済掛金等分割払特約

- (1) 共済掛金等分割払特約は、当該共済関係に係る共済責任期間が1年であつて、かつ、共済掛金等の額が〇万円以上の場合に建物火災共済又は建物総合共済に付して行うものとし、加入者が建物火災共済又は建物総合共済に係る共済掛金等を2回又は4回に分割 (以下「分割共済掛金等」という。) して払い込むことを申し込み、農業共済団体が承諾したときに締結する。
- (2) 農業共済団体は第2回以降の分割共済掛金等の払込みについては、当該払込期限の30日前までに加入者に対し、払込通知書を発行するものとする。
- (3) 第2回以降の分割共済掛金等の払込みについては、払込期限の翌日から起算して14日を猶予期間とし、この猶予期間内に共済事故が生じた場合、その分割共済掛金等が払い込まれていないときは、共済金を支払わないものとする。
- (4) 分割共済掛金等が払い込まれないまま猶予期間が過ぎた場合は、農業共済団体は共済関係を解除するものとする。
- (5) (4)の規定により共済関係を解除した場合は、共済証券記載の加入者の住所にあてての書面により通知し、解除の効力は、当該分割共済掛金等の払込期限の翌日から将来に向つてのみ生じるものとする。

- (6) (4)の規定により共済関係を解除した場合は、領収した分割共済掛金等は返還しないものとする。
- (7) 第12節（共済金）の9の(1)の規定により、共済関係が消滅する場合には、共済金を支払う以前に未払込共済掛金等（加入者が共済責任期間に対応して払い込むべき共済掛金等の額から既に払い込まれた分割共済掛金等の総額を差し引いた額）の全額を一時に領収するものとする。
- (8) 第11節（共済掛金等）の3の規定により追加共済掛金等の支払いを請求したときは、農業共済団体はその全額を一時に領収するものとする。
- (9) 第11節（共済掛金等）の4の規定により共済掛金を返還する場合、共済金を支払うべき事故が生じていたときは、農業共済団体は未払込共済掛金等の全額を一時に領収するものとする。

## 9 自動継続特約

- (1) 自動継続特約は、建物火災共済又は建物総合共済について、加入者が申し込み、農業共済団体がこれを承諾したときに成立する。
- (2) 自動継続特約を付した建物火災共済又は建物総合共済は、共済責任期間が満了する日の属する月の前月10日（以下「自動継続意思確認日」という。）までに、加入者から(4)の規定による意思表示がなく、(7)の規定により共済掛金等が払い込まれた場合に、共済責任期間が満了する共済関係と同一の内容で共済責任期間を1年とする共済関係を2回継続更新（以下「自動継続」という。）するものとする。
- (3) 農業共済団体は、自動継続前の共済証券番号及び自動継続する共済関係の内容を、自動継続意思確認日の14日前までに、共済証券記載の加入者の住所にあてての書面により通知するものとする。
- (4) 加入者は、自動継続を行わない場合は、自動継続意思確認日までに農業共済団体にその旨の意思表示を行い、非継続通知書を提出するものとする。
- (5) 農業共済団体は、自動継続をすることが適当でないと認めたときは、共済関係を自動継続しないものとする。この場合に、農業共済団体は継続時までに共済証券記載の加入者の住所にあてての書面により通知するものとする。
- (6) この特約が付された共済関係について加入者が、共済責任期間が満了する共済関係と異なる条件で共済関係を継続する場合は、建物火災共済約款第40条（共済関係の継続）又は建物総合共済約款第38条（共済関係の継続）によることとする。
- (7) 加入者は、自動継続後の共済関係に係る共済掛金等（共済掛金等分割払特約が付されている場合は、第1回分割共済掛金等をいう。）を継続前の共済責任期間が満了する日までに払い込むものとする。
- (8) 共済掛金等分割払特約が付されている場合は、加入者は、第2回以降の共済掛金等を、共済掛金等分割払特約条項第3条（分割共済掛金等の払込方法）の規定により払い込むものとする。
- (9) 自動継続後の共済関係に係る共済掛金等の払込みは、(7)の払込期限後14日を払込猶予期間とし、この猶予期間内に共済掛金等が払い込まれなかつた場合は、農業共済団体は、この共済関係を解除するものとする。この場合の解除は継続前の共済責任期間満了日の午後4時から効力を有するものとする。
- (10) 農業共済団体は、この特約を付した共済関係の新価特約について、新価特約条項第3条（共済金額の減額及び新価特約の解除）第1項の規定により解除された場合、この特約を解除する。
- (11) 農業共済団体は、自動継続後の共済関係は、継続した日における建物火災共済約款又は建物総合共済約款、特約条項及び共済掛金率等を適用するものとする。

## 第16節 共済約款

- 1 農業共済団体は、建物共済の申込みを受け、これを承諾する場合には、共済約款によつて行うものとする。
- 2 1の共済約款は、建物共済の種類ごとに「農業共済団体の行う建物共済事業に係る共済約款例」（昭和43年4月5日付け43農経B第1070号農林省農林経済局長通知）によつて定めるものとする。
- 3 連合会等は、連合会等の共済事業に係る共済約款を定めたときは、遅滞なく、経営局長へ報告するものとする。なお、連合会等が共済約款例と異なる共済約款を定め、又は連合会が当該約款に準じて組合の共済約款を承認しようとするときはあらかじめ経営局長と協議するものとする。
- 4 組合は共済約款を定めようとするときは、法第85条（組合の行う共済事業の種類等）第12項の規定により連合会の承認を得るものとし、連合会の承認は3により定めた連合会の共済事業に係る共済約款と同じ場合にのみ行うものとする。ただし、共済事業を実施しない連合会の承認は、建物火災共済約款例及び建物総合共済約款例並びに新価特約条項例、臨時費用担保特約条項例、費用共済金不担保特約条項例、継続申込特約条項例、共済掛金等分割払特約条項例及び自動継続特約条項例と同じ場合にのみ行うものとする。
- 5 連合会は、法第121条（連合会の事業）第2項の規定による保険事業及び法第132条の2（共済事業）第1項の規定による共済事業並びに特定組合は法第83条（共済事業の種類）第1項及び法第120条の28（特定組合の行う農業協同組合等に対する任意共済）第1項の規定による共済事業について、第7節（共済金を支払う場合）の1の事故を制限し、又は拡張しようとするときは、3のなお書を準用するものとする。

## 第17節 損害評価会

- 1 組合及び連合会の損害評価会は、損害の額の認定及び損害防止に関する重要事項について調査・審議することとされているが、建物共済に関しては、おおむね次に掲げる場合に開催するものとする。
  - (1) 組合の損害評価会
    - ① 共済事故の認定につき特に調査・審議を必要とする場合
    - ② 共済目的の共済価額及び損害の額の認定に当たり特に調査・審議を必要とする場合
    - ③ その他建物共済の損害評価及び損害防止に関して必要のある場合
  - (2) 連合会等の損害評価会
    - ① 第3章第2節（組合の行う損害評価）の3により連合会等が定めることとされている「建物共済損害評価要領」等及びその他損害の額の認定に必要な基準を決定する場合
    - ② (1)の①から③までに掲げる場合
- 2 損害評価会には、原則として次により任意共済部会を設けて運用するものとする。
  - (1) 組合における損害評価会の任意共済部会の委員は、5名（特定組合においては9名）以下3名以上とする。委員は、学識経験者のうちから次の事項を参酌して定める。
    - ① 委員は、共済目的に関して造詣の深い者であり、かつ、地域的に偏らないようにすること
    - ② 委員の数の3分の1を限度として、組合の職員を委員とすることができるものとする
  - (2) 連合会における損害評価会の任意共済部会の委員の数は、9名以下3名以上とする。委員は、学識経験者のうちから次の事項を参酌して定める。
    - ① 委員の数の3分の1を限度として、連合会の職員を委員とすることができるものとする
    - ② 委員と損害評価員との兼務は差し支えないものとする

- 3 組合及び連合会は、損害評価会の調査・審議を必要と認めるときは、調査・審議すべき事項を具体的に明記した文書を損害評価会に提出する。
- 4 損害評価会は、提出された事項を調査・審議し、速やかに組合又は連合会に通知するものとする。審議結果は、後日の事務に参考となるようとりまとめのうえ、記録しておくものとする。

#### 第18節 損害評価員

- 1 農業共済団体は、共済目的について共済事故によつて生じた損害を評価するため、損害評価員を、組合及び連合会のそれぞれに若干名置くものとする。
- 2 損害評価員は建物の建築、損害評価等について学識経験を有する者のうちから農業共済団体の長が任免する。
- 3 損害評価員は共済目的について損害が発生したときは、農業共済団体の長の命を受けて現地において損害を評価するとともに、損害の防止、その善後措置等について加入者の指導に当たる。
- 4 共済目的の共済価額又は損害の額の評価について農業共済団体と加入者との間に争いが生じた場合には、農業共済団体が選定する評価人は、損害評価員をもつて充てる。

#### 第19節 建物共済の推進

- 1 建物共済の推進に当たっては、制度の主旨及び建物共済の内容等について、加入資格者に対して周知・徹底して行うものとし、次の行為を行つてはならない。
  - (1) 農業共済団体が、建物共済の加入資格者に対して、建物共済の内容について不実のことを告げ、又は建物共済の内容の重要な事項を告げない行為
  - (2) 農業共済団体が、建物共済の特定の加入資格者に対して特別の利益の提供を約し、又は共済掛金等の割引、割戻、その他特別の利益を提供する行為
  - (3) 農業共済団体が、建物共済の加入資格者に対して他の共済契約又は保険契約を不当に消滅させることにより建物共済の共済関係の申込みをさせる行為
- 2 建物共済の推進に当たっては、加入資格者が加入の時における共済目的の価額を著しく超える金額（当該共済目的につき他の共済関係等がある場合にあっては、当該他の共済関係等に係る共済金額又は保険金額との合計額が加入の時における当該共済目的の価額を超える金額）を共済金額として選択することのないよう加入資格者に対して周知・徹底して行うものとする。
- 3 建物共済の推進に当たっては、重要事項の説明を行い、加入時にはその説明を受けた証とする確認印を加入者から受け、保管するものとする。
- 4 農業共済団体は、建物共済の勧誘方針を策定し、定款で定める公告の方法により公表するものとする。

#### 第20節 個人情報利用目的の明示等

農業共済団体は、建物共済の加入申込を受ける場合には、建物共済加入申込書の記載事項等共済関係に係る個人情報の利用目的を明示し、また、異動処理及び共済金の支払手続を行う上で、第三者への情報提供を行う場合があることを認める旨の同意を得ることとする。

#### 第21節 保険関係

連合会の会員である組合と加入資格者との間に建物共済の共済関係が存するときは、連合会と当該組

合との間に当該共済関係につき建物共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(1) 保険金額

保険金額は共済金額と同額とする。

(2) 保険料率

保険料率は共済掛金率と同率とする。

(3) 保険料の額

保険料の額は、保険金額に保険料率を乗じて得た額とする。

(4) 保険料の返還の額

連合会が返還すべき保険料の額は、組合が加入者に対して返還すべき共済掛金の額と同額とする。

(5) 保険金

連合会が支払うべき保険金の額は、組合が加入者に対して支払うべき共済金の額と同額（ただし、連合会の保険金支払いの免責に該当する場合は、当該免責額を差し引いて得た額）とする。

## 第2章 引 受

### 第1節 組合の引受

1 建物共済の引受は、加入資格者から建物共済加入申込書を組合に提出させて行うものとする。ただし、共済責任期間の満了の日までに加入者から建物共済の共済責任期間の更新の申込みを受けて、組合が、それを承諾したときは、既に提出された建物共済加入申込書の記載事項に変更のある場合を除き、改めて建物共済加入申込書の提出は不要とし、記載事項の変更は書面をもつて通知させるものとする。

2 1の加入申込みに際し、農業共済団体は、当該建物に係る損害の発生の可能性に関する告知事項について、加入申込書に記載する等の方法により加入者に告知させるものとする。

3 建物共済の引受は、建物1棟ごとに行うものとする。

4 組合は、建物共済の申込みを受けたときは、建物共済加入申込書の記載事項について誤記、記載漏れ等がないかどうかを検討するとともに、必要がある場合には、現地調査を行ってその諾否を決定し、当該申込者に通知する。

5 組合は、建物共済の申込みを受けた場合において、その申込みに係る建物が次に掲げる建物であるときは、その申込みを拒むものとする。ただし、建物火災共済の申込みの場合には、(1)～(4)までの建物については、この限りではない。

(1) 常時水没のおそれのある建物

(2) 地すべり、護岸決壊、山くずれ等の発生が明らかな場所にある建物

(3) 基礎工事が施工されていない建物

(4) 台風等の警報が発せられた地域内にある建物

(5) 大規模地震対策特別措置法に基づいて警戒宣言が発せられた場合にあつては、同法の地震防災対策強化地域として指定された地域内において、当該警戒宣言が発せられた日から同法による警戒解除宣言が発せられた日までの間に申込みを受けた建物（当該警戒解除宣言が発せられた日までに共済責任期間が満了する場合に、従前の共済金額を限度として共済責任期間の更新の申込みがなされた建物を除く。）

(6) 既に一部に被害を生じ、いまだ復旧されていない建物

(7) その他共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される場合、又は共済事業の本質に

てらして他の加入者との間に著しく衡平を欠き、共済事業の適正な運営を確保できなくなるような事由のある建物

- 6 組合は、加入者から共済掛金等の払込みがあつたときは、共済掛金等領収証に領収年月日及び取扱者の捺印をして交付するとともに、速やかに共済証券を交付するものとする。なお、建物総合共済にあつては、地震保険料控除証明書の交付を行うものとする。
- 7 組合は、引受の順序により、建物共済加入申込書に共済番号を付すとともに、引受棟を識別できるように建物番号を付するものとする。組合は、加入者ごとにその契約内容を整備した引受台帳を作成・保存するものとし、事務処理は、共済証券番号によつて行うものとする。
- 8 組合は、毎月末に建物共済加入申込書に基づいて引受集計通知書を作成し、翌月の20日までに連合会に提出するとともに、連合会が定める期日までに保険料及び連合会事務費賦課金を納入する。
- 9 引受後の共済目的の異動等の処理
  - (1) 引受後、加入者から共済目的の異動通知があつたときは、その内容を検討し、その異動について承認するか否か、又はその異動により共済関係を解除するか否かを決定し、加入者に通知するとともに、共済証券の裏書を行い、共済掛金等の追徴又は共済掛金の払戻しをする。
  - (2) 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があつた場合において、譲受人又は相続人その他の包括承継人が、共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被包括承継人の有する権利・義務の承継の申請をしようとするときは、当該譲受又は相続その他の包括承継の日から14日以内に、共済証券の裏書請求を共済関係に関する権利義務承継承認申請書に添えて行わせるものとする。
  - (3) 異動の承認をした際には、共済関係異動通知書に基づき、保険関係異動通知書を作成し、連合会に提出するとともに、追加保険料等の納入又は保険料の払戻し請求を行うものとする。

## 第2節 連合会の引受

- 1 (1) 連合会が行う建物共済の共済事業の引受については、前節（組合の引受）の1から6まで並びに8の(1)及び(2)に準じて行うものとする。
  - (2) 連合会は、団体建物火災共済に係る共済金を受領する権利を質権の目的にしようとする加入者から質権設定承認申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、質権設定承認書を当該加入者に交付するものとする。
- 2 連合会は、建物共済に係る保険事業については、組合から引受集計通知書の提出があつた場合は、その内容について審査・検討し、疑義があるものについては組合に照会し、必要ある場合は現地調査を行つて引受の適正を期するものとする。
- 3 連合会は、組合より共済目的の保険関係異動通知書の提出があつたときは、その内容について誤りがないか確認するとともに、共済掛金等の追加又は返還が生じる場合には、速やかに、保険料の追加又は返還の処理を行うものとする。

## 第3章 損害評価

### 第1節 損害通知

- 1 加入者は、共済目的に損害（共済目的につき共済事故によつて生じた損害に限る。以下、本章において同じ。）が発生したときは、速やかにその旨を農業共済団体に通知する。
- 2 組合は、加入者から損害発生のお知らせがあつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を連合会に通知する。

- (1) 建物共済の種類
- (2) 加入者名、共済証券番号及び建物番号
- (3) 災害の種類
- (4) 災害の原因及び損害程度
- (5) 災害発生年月日及び場所

## 第2節 組合の行う損害評価

- 1 組合は、加入者から損害発生の通知を受けたときは、建物共済加入申込書の記載事項について共済関係の確認を行うものとする。
- 2 組合は、その職員又は損害評価員のうちから評価担当者を指名し、評価担当者は、現地において共済事故の原因及び罹災状況等について次に掲げる事項を調査し、損害評価書を作成する。

### (1) 火災の場合

- ①出火の原因
- ②出火の場所及び時刻
- ③出火の発見から鎮火まで（家人の消火活動等）の経過
- ④損害防止の処置及びその費用
- ⑤建物の構造、経過年数、維持管理の状況及び損耗の程度
- ⑥家具類及び農機具の種類及び損耗の程度
- ⑦損害の額
- ⑧損害が第三者の行為によつて生じたか否かの有無
- ⑨残存物取片付け費用

### (2) 火災以外の共済事故の場合

- ①共済事故の原因
- ②災害の発生経過及び罹災の発生時刻
- ③損害防止の処置及びその費用
- ④建物の構造、経過年数、維持管理の状況及び損耗の程度
- ⑤家具類及び農機具の種類及び損耗の程度
- ⑥損害の額
- ⑦損害が第三者の行為によつて生じたか否かの有無
- ⑧残存物取片付け費用

## 3 建物の損害評価

(A) 建物の共済価額及び損害の額の評価は、次の方法により行うものとする。

- (1) 共済価額は、損害の発生した地及び時における建物の価額であつて、次の算式により算出される額を基準とし、建物固定資産台帳の価額等を参考にして定める。

$$\text{共済価額} = \text{再取得価額} \times \text{経年減価残存率}$$

- ① 再取得価額は、連合会等が定める「建物共済損害評価要領」の「建物再取得価額の部分別による評価方法」等を基準として、使用材料の種類、数量及び単価並びに労務費等により再取得価額を定め、その部分ごとの価額を合計した額とする。なお、畳、建具その他の附属設備又は門、塀、垣、その他の工作物についてはこれに準じて行う。
- ② 経年減価残存率は、連合会等が定める「建物共済損害評価要領」の「一般造建物経年減価残

存率表」及び「非木造建物経年減点率表」を基準として定める。

(2) 損害の額は、次の算式により算出するものとし、再取得価額及び経年減価残存率の算出は、その損害が生じた建物の構成部分等ごとに共済価額の評価に準じて行うものとする。

$$\text{損害の額} = \frac{\text{損害が生じた構成部分等ごとの再取得価額の合計額}}{\text{再取得価額の合計額}} \times \text{経年減価残存率} - \frac{\text{損害が生じた構成部分等ごとの残存物の価額の合計額}}{\text{再取得価額の合計額}}$$

① 分損 ((B)の全損以外の損害。(C)の(2)の①において同じ。)の場合における損害の額の見積り当たっては、受損箇所の修理費等を参考とすることができるものとする。

② 損害割合が20%未満であり、かつ、復旧費が70万円未満の場合で、その受損箇所を復旧した場合の当該建物全体の価値が罹災直前の価値とほとんど変化しないと判断されるときは、実態に応じて経年減価残存率を(1)の②による経年減価残存率より高く定め、又は復旧費そのものを損害の額とすることができるものとする(ただし、自然災害による場合は除く。)

③ 残存物の価額は、損害の発生した地及び時における残存物(経済価値を有するもの)の価額からその処分に要する費用を差し引いて得た額とする。

(B) 共済事故により被害が同時に多数発生した場合には、再取得価額及び自然災害による被害の損害割合の評価は、次の方法によって行うことができるものとする。また、損害割合が30%未満又は建物の物理的な全損(建物の原形を止めていない焼失・全壊・流出、建物の形があつても構造上技術的に復旧が不可能な損害。(C)の(2)の②において同じ。)の場合には、再取得価額の評価は、(1)の方法によつて行うことができるものとする。

(1) 再取得価額は、連合会等が定める「建物共済損害評価要領」の「建物再取得価額簡易評価表」及び建物固定資産台帳等により定める。

(2) 自然災害による被害の損害割合は、連合会等が定める「自然災害損害評価要領」により定めるものとする。

(C) 新価特約が付されている建物の再取得価額及び損害の額の評価は次により行うものとする。

(1) 再取得価額は、(A)の(1)の①又は(B)の(1)によつて定められる額とする。

(2) 損害の額

① 分損の場合にあつては、(A)の(2)によつて定められる損害の生じた構成部分等ごとの再取得価額の合計額又は(B)の(2)により定められる額とする。

② 全損の場合にあつては、再取得価額とする。

#### 4 家具類及び農機具の損害評価

(A) 家具類及び農機具の共済価額及び損害の額の評価は、次の方法により行うものとする。

(1) 共済価額は、連合会等が定める「建物共済損害評価要領」の「家具類及び農機具の共済価額と損害額の評価」等を基準として、再取得価額から使用年数、消耗程度による減価を差し引いて算出した時価額とする。なお、算出にあつては、加入者の提出した品目、数量、規格、単価等について、加入者の家族構成、資産、収入、生活程度等を検討するものとする。

(2) 損害の額は、3の(A)の(2)又は(B)の(2)の評価に準じて行うものとし、損害を受けた家具類及び農機具については、流失、埋没、全焼、焼損(焦損を含む。)、破損、汚損等に分類し、全損(家具類及び農機具の流失、埋没、焼失等により、その修復が不可能な損害)の場合は、共済価額を損害の額とし、分損(全損以外の損害)の場合は、修理費、洗濯代、仕立代等により新旧交替費を勘案して定めるものとする。

- (3) 損害割合が20%未満であり、かつ、損害部分の修理費が40万円未満の場合は、その共済目的が修理されるとみなされるので、修理費そのものを損害の額とすることができるものとする。
- (B) 新価特約が付されている家具類及び農機具の再取得価額及び損害の額の評価は次により行うものとする
- (1) 再取得価額は、(A)の(1)によつて定められる額とする。
- (2) 損害の額は、再取得価額を基準として(A)の(2)に準じて得られる額とする。

### 第3節 連合会の行う損害評価

- 1 連合会は、組合より損害の発生の通知があつたときは、原則として、組合の行う損害評価と合同して損害評価を行うものとする。ただし、損害が僅少で、かつ、損害評価が容易な場合は、合同の損害評価を省略し、組合の報告等に基づいて損害評価を行つても差し支えないものとする。
- 2 連合会の共済事業に係る損害評価は、組合の行う損害評価に準じて行うものとする。

## 第4章 共済金及び保険金の請求及び支払手続

### 第1節 組合

- 1 (1) 組合は、加入者から共済金の支払請求を受けたときは、共済金支払請求書その他必要な書類を提出させるものとする。
- (2) 第1章第15節(特約)の5の(3)に係る死亡・後遺障害が発生し、加入者(加入者が死亡した場合はその法定相続人)から前号の書類の提出があつたときは、(1)に加え、医師の死亡証明書(様式例2号)若しくは検死調書に記載した事項の証明書又は医師若しくは歯科医師の診断書(様式例3号)を提出させるものとする。
- 2 (1) 組合は、加入者から前項の書類の提出があつたときは、建物共済加入申込書と照合するとともに、損害評価書等により共済金支払請求書の内容を審査し、修正を要する場合は、当該加入者に通知するものとする。
- (2) 組合は、共済金の額が確定したときは、保険金支払請求書を作成し、損害評価書及び共済金の支払いを免責すべき事由のある場合は免責書等を添えて、連合会に対して保険金支払の請求を行うものとする。
- 3 (1) 組合は、保険金を受領したときは、共済金支払請求書と照合し、速やかに加入者に対して共済金の支払いを行うものとする。
- (2) 組合は、共済金の支払いを完了したときは、共済金支払請求書及び損害評価書等を整備・保存するとともに、共済金の支払内容を整備した共済金支払台帳を作成・保存するものとする。

### 第2節 連合会

- 1 連合会は、組合から保険金支払請求書の書類の提出があつたときには、提出書類の内容を審査し、疑義のあるものについては組合に照会し、提出書類の修正を要する場合は、組合に対して訂正又は再提出を求めるものとする。
- 連合会は、保険金の額が確定したときは、速やかに保険金支払通知書を作成し、組合に送付するものとする。

- 2 連合会は、組合から提出のあった保険金支払請求書及び損害評価書と保険金支払通知書を整備・保存するものとする。
- 3 連合会の共済事業に係る共済金の請求及び支払手続きは、組合の場合に準じて行うものとする。

## 第5章 経 理

建物共済の経理は、「農業共済団体の経理処理要領」（昭和49年4月5日付け49農経B第621号農林省農林経済局長通知）によって行うが、責任準備金の積立額は、建物共済の種類ごとに別表3の計算方法によって算出される金額の合計額（ただし、連合会等が建物共済に係る保険責任及び共済責任を法第145条（連合会の任意共済に係る責任の付保）の規定により、全国共済農業協同組合連合会の共済に付している場合には、保険料及び共済掛金の合計額から再共済掛金に充てられた額（再共済掛金－再共済手数料）を差し引いた残額について、別表3の計算方法によって算出される金額の合計額）とする。

## 第6章 事業成績の報告

連合会等は、建物共済の種類別に年間の事業成績を別に定める「事業成績報告書様式」により、毎年6月末日までに経営局長へ報告するものとする。

## 第7章 要領の制定等

- 1 連合会等は、建物共済事業の事務を円滑に行うため必要があると認めるときは、定款、保険規程又は共済規程、約款及びこの要領の規定に準拠して、事務取扱の要領を制定することができるものとする。
- 2 組合は、連合会の承認を得て建物共済事業の事務取扱の要領を制定した場合を除き、1により制定された連合会の事務取扱の要領に従うものとする。